

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、西日本高速道路株式会社関西支社奈良工事事務所長から次のとおり公共測量を終了した事について通知がありました。

平成三十年七月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 基本基準点測量（管理用図面作成）

二 測量の地域 西名阪自動車道（大和郡山市馬司町地先く横田町地先及び天理市南六条町元柳生方地先）

三 測量の終了年月日 平成三十年六月九日